JAPAN Neko-Dasuke NETWORK
いのちにやさしいまちづくり
NEWS
[p-1]
2008 平成20年10月
Vol.35
発行／著作
NPO ねこだすけ
〒160-0015
東京都新宿区大京町5-15-203
www.nekodasuke.net

地域ねこ 10年ひとむかし…

街が飼い主 地域猫
住民OLが仲介

平成11年1月の讀賣新聞（左）には「街が飼い主・地域猫」のタイトルで紹介されました。

同年3月、都知事の諮問に対する、都動物保護管理審議会からの答申が発表されました。

その中に「飼い主のいない猫への対応」がとりあげられ「モデルプランの構築」が提案されました。

答申をうけた都の愛護動物担当は、平成13年度から「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」を3年計画で実施しました。いわゆる官民協働「地域ねこ対策」の誕生です。

同年の6月には毎日新聞が「人の輪広げる・地域ネコ」とし、同8月には讀賣新聞が「街公認の野良＝地域猫」として、いずれも都のモデルプラン認定地区を取り上げています。（左の切り抜き2紙）

人の輪広げる「地域ネコ」
思わぬ街づくりに
えさや不妊手術など世話

市民単独の活動に行政のサポートを取り付けることにより「街で野良ねこを飼う」という考えが、「地域住民が主体となって野良ねこの棲む環境で、ねこを管理する」という考えに進み出しました。

モデルプラン最後の年度にかかった平成16年に、共同通信が「地域猫」を全国に発信しました。（右下の記事）

地域猫
ニャンと街"公認"の野良
増加抑え共生へ

当初10ケ所の認定を目指してはじまった都のモデルプランでしたが、20ケ所の成果をあげ、「地域ねこ」の浸透をみることになります。

平成11年には動物の保護及び管理に関する法律が、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、動愛法）に改正されました。その際の議会付帯決議では「犬及びねこの引き取りについては、飼い主の終生飼養の責務に反し、やむを得ない事態としての所有権の放棄に伴う緊急避難措置として位置付けられるものであり」という解釈をしています。

つまり、センターは野良ねこ迷惑被害などの理由で、ねこを引き取らなくてもよいのです。

モデルプランの終えた東京都では、平成16年に動物愛護推進総合基本計画（以下、基本計画）を発表し、飼い主のいない猫との共生支援事業の普及と推進を盛り込みました。

平成17年に一部見直された動愛法では、都が既に行った基本計画のような施策を全国でも行えるように法律の条項を増やしました。動物の愛護と管理を推進する基本的な指針を国がつくり、都道府県は動物愛護管理推進計画をつくる、などの内容です。

法律の改正に伴って都も平成19年に基本計画を見直し、「地域の飼い主のいない猫対策の拡充」を続けています。

「地域猫」で行政と組む

平成17年には「地域猫で行政と組む」、のタイトルも見られます。（右上・朝日新聞）

「街が飼い主」から「地域で保護管理」を経て「官民協働の地域環境保全」という考えも伝わりつつあります。

ねこ好きだけに委ねられた動物擁護活動の枠を超え、生物多様性や自然環境保護の分野に思いを進める時、地域ねこ対策とはペットも野良も隔てなく、人の暮らす環境に棲むねこの生態の循環を、人々が程よく支配し治めることなのかも知れません。

野良猫を地域猫に
自然に減少…共存

地域ねこの方法はさまざまですが、地域住民が主体となる社会活動という位置付けから、役所の動物の担当所管に限らず、協働部門の所管と共に行う自治体の事例も増えています。

地域ねこを知っていただくための… 行事計画など

第二回新宿区「人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会」幹事会が9月6日（土）区民センター集会室で開かれました。（写真左上）

区内で地域ねこ対策の現場にかかわっている方々と区役所の担当が、これからの計画などについて話し合いました。

同区には全国からも地域ねこ対策の視察に訪れ、また区の担当者が講演にも出かけています。11月に開く恒例のセミナーでは、区の担当からの「効果的な実行経過報告」が予定されています。

なかのNPO地域活動見本市2008が、9月2～4日まで中野区役所1階で開催。主催する市民活動推進の行政所管と、ねこや愛護動物の所管の地域ねこ対策の考え方に違いがあったとしても、「猫困り事相談処」にはさまざまな分野の皆さまが立ち寄られます。長時間話し込まれる方も多数でした。人と人との巡り会いから始まる、地域ねこ対策の小さなきっかけづくりです。参加は、都の飼い主のいない猫プログラム認定地区になった、新井東町会地域ねこの会の代表も兼ねる猫花ネットです。※7頁に関連記事

この地域も役所の区民活動部門が積極的で、『私たちにできる身近な「エコ」をＺＥＲＯ（ゼロ）からはじめよう！エコプロジェクト』にも8月下旬に飛び入り参加しました。

Human & Animal Charity Live vol.1 地域ねこなどのパネル展示と署名録や配付資料のテントは写真左上、左下の写真は、センター見学や動物愛護の自作パネルを展示しながらライブに参加した高校生バンド。8月17日、小田原ダイナシティウオーク広場でイベントを開いたボランティアさんの「次世代にも動物愛護を!!」ライブステージとのコラボレーション企画でした。

20th 愛知サマーセミナー（左はカタログ）。同サマーセミナー実行委員会などが主催し、約1,000の講座が開講。7月21日の特別講座「飼い主のいない猫との共生を目指す」に、すみだ地域ねこの会の庄司さんが講師で参加しました。※8頁に関連記事

時代は進み、大学でも従来の学部や学科の他に、さまざまな分野ができているそうです。社会の構造を探究する学科もその一つです。

社会を構築している「地域ねこ」という市民活動に着目した学生が役所を取材しました。役所は官民協働の自治方式のひとつに「地域ねこ」というスタイルの取り入れられていることを伝えます。

わざわざねこだすけを訪れて、多くのことがらを聞かされうえに資料をたっぷり持ち帰らされた大学生の研究の成果が楽しみです。7月と9月にそれぞれ異なる大学生の来訪でした。

都内の区市町村の中には、都の「飼い主のいない猫との共生支援事業」の認定をうけずに独自の「通称・地域ねこ対策」を行い、それなりの成果をしめす自治体も増えました。

一方では、まだまだ地域ねこ対策に理解の薄い区市町村も多くあります。そのような際には、都の施策である「飼い主のいない猫との共生プログラム」を、各役所の担当所管に住民の側から提案する活動が続いています。

理解の少ない町会や区市町村などと合意をすすめるには、都のプログラムの提案から始めるとスムーズで便利です。右上の写真は地域住民が小石で囲った地域ねこトイレです。

7月10日付けで都の担当から自治会長さん宛に「支援地域にします。」という通知が届きました。活動組織も自治会で、自治会に所属するボランティアさんが主体となって地域ねこをすすめました。

この頁の記事の多くは、ホームページのブログから引用し編集しています。（右の写真）無料のブログサービスですが、動物をビジネスに利用する商業広告の入らないブログサイトに6月19日から移転しています。

ブログ「地域猫・地域ねこ・ちいきねこ」の更新はいつも滞りがちですが、どうぞよろしくお願いいたします。

http://chiikineko.nekodasuke.main.jp

世田谷保健所主催、第8回飼い主のいない猫対策セミナーが7月12日、祖師谷まちづくり出張所で、飼い主のいない猫対策を行っている人、行おうとしている人を対象に開かれました。

講師はチームＳＬＰ代表田矢さんと地域ねこパネル持参でねこだすけも。(写真左上)

兵庫県宝塚市の「ラビスタ地域の動物と暮らす会」で69頭にTNRを行ったところ、例年はいつも子猫の生まれていた場所を含めて出産が確認されていません。

この実績の元となった「地域ねこ対策」の先進地と情報交換を行います。「地域猫」と「のら猫」とどう違うの？気になっている方、困っている方、いっしょに考えませんか。講師はNPOねこだすけ。6月21日、午後1時半から宝塚駅前ソリオ2で。

以上、同会のセミナー用チラシから抜粋しました。上の写真は講座の後の情報交換会。

地域ねこは「百ケ所あれば百通り」ともいわれます。ねこの小さないのちを守りながら、より効果的に外のねこちゃん対策をすすめられることを願っています。号外19（写真上右）には、講座やセミナーの効果や、ひと味違う地域ねこの例を掲載しました。※6頁に関連記事

工場印刷のねこだすけニュース発行の合間に、簡易印刷のニュース会員の皆さま号（写真上左）と号外を相当部数づつ発行しています。コストパフォーマンスを理由に送付部数も限られてしまいがちです。ホームページからプリントできますので、是非ご利用ください。

ねこだすけニュース 検索

第7回ふなばしニャンポジウムに参加させていただきました。5月18日（右の写真）

48脚限定の椅子も不足し、お手伝いのボランティアに立ち席も…。講師講演後の相談コーナーは具体的な課題をお持ちの皆さまで盛況でした。地域ねこの講座に引続いて、個別の具体的なご相談は多くのねこを守るための実現に近付きます。

打ち上げ懇親会には飛び入りで駆け付けた行政マンや獣医師さんのほか、都の認定地区を担当する地域ねこリーダーや、関西で地域ねこを目指す方も遠くからはるばると…。皆さまの、小さな命を慈しむ思いが強く広がりました。

※号外19号に関連記事

船橋地域ねこ活動 検索

イベント予定

地域ねこ対策について…

第7回　狛江にゃんにゃんセミナー

「市民と行政との協働の進め方」飼い主のいない猫対策

9月21日(日)午後1時～4時／あいとぴあセンター4F講座室
■狛江市健康支援課／いのちにやさしいまちづくり
市民協働事業について
■狛江地域ねこの会／協働事業として関った事例報告
■NPOねこだすけ／地域ねこ活動と三者協働
※ねこの質問相談コーナーあります／入場無料・直接会場へ

小田急線狛江駅北口　徒歩15分
またはバス「多摩川住宅」行き「福祉会館前」下車

人と猫との調和のとれたまちづくりセミナー

第8回新宿区にゃんにゃんセミナー

11月29日(土)午後1時～4時／新宿区四谷地域センター11階
■主催／人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会
■経過報告／新宿区保健所
■パネルディスカション（予定）／動物ライター加藤由子氏
須磨章氏／保健所係官／NPOねこだすけ　ほか
■地域ねこ対策懇話コーナー

11月22～29日／同パネル展／同センター1階ロビー
■セミナー、パネル展ともご参加無料直接会場へ

地域ねこと法令の関係　動物愛護法・基本指針

野良ねこは町内の問題だから、他所から入り込んで、余計なお節介は無しにしなさい。…と厳しく伝える町会長さんの町内には「えさを出さなきゃネコは棲まない？！」と信じてやまない実力者住民がひとりいらしたので、餌やり禁止が貼り出されました。

もちろんそうではないと思いながらも、町内でＴＮＲ（トラップ・ニューター・リターンまたはリリース＝捕獲・保護、繁殖制限＝不妊去勢手術、返還）をためらってしまう住民もいました。

この町内から野良ねこ問題がなくなっていませんし、「恣意的な餌やり」が続くのはいうまでもありません。古い昔から決してなくなったことのない餌やりに、貼り紙はそれほどの意味を持たない、と町会長さんは思いたくないのです。

そこで地域ねこのボランティアが勇気を出して、対策集会を開こうと思い立ち、役所に相談したら「集会をやってもよい」ということになり、計画が進みます。

ほかの街では、仔ねこがあらわれて欲しくないと常々思いながらも、時期になると生まれてしまう繰り返しでした。

町内の有志が人づてに「地域ねこ対策」について聞き回ったところ、町会長さんとの話し合いに同行する地域ねこ経験者と巡り会いました。

町会長さんは「対策があるのなら、とらなくてはいけませんね。」とのことでした。

資料２

動物愛護管理基本指針の点検（進捗状況）について

（※　平成 19 年度に実施した標識改革の取組や関係の意識調査の結果等を中心にとりまとめたもの。）

第３章第

（環境省等の取組）

○動物愛護週間、適正飼養の推進、マイクロチップの普及の推進、改正動物愛護管理法の周知などに関するポスター３種、パンフレット３種及びリーフレット１種を新たに作成し、都道府県、指定都市及び中核市（以下、「関係自治体」）や関係団体等に計約 36 万部を配布。

○動物愛護週間（９月 20～26 日）期間中に、東京都、台東区、動物愛護団体等と協力して、上野恩賜公園においてシンポジウムや協力イベント、動物愛護管理担当者及び動物等の動物愛護週間中央行事を開催したほか、全国 47 の関係自治体が 145 の動物愛護週間地方行事を開催。

○政府広報テレビ・ラジオ、インターネットテレビ番組及び環境省ホームページ・広報誌等において、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を実施。

○国際会議（ＬＬＯ動物の権利に関する国際会議）や関係学会（日本動物実験代替法学会）において講演などを行い、わが国の動物の愛護及び管理に関する取組を国内外に周知。

（現状・達成状況）

○環境省による一般市民を対象としたアンケート調査※において、「動物愛護管理法」の認知度が約 71％に増加（H15：55.2％（内閣府調査）→ H20：71.7％）。

（※インターネットによる動物愛護調査、サンプル数 2,146、以下同じ。）

適正飼養の推進

（環境省等の取組）

○「犬猫動物等の飼養及び保管に関する基準」の一部を改正し、警察犬や盲導犬などの他人に飼い主に関する規制を追加。

○関係自治体の他団体や動物愛護推進員等を対象とした「動物の適正飼養に関する講習会」を北海道、群馬県及び鳥取県で開催し、約 30 名が参加。

○平成 20 年度の地方交付税の標準基礎に都道府県等における動物の収容等に要する経費（ペット代・ワクチン代：約 3.3 億円）を追加。

- 3 -

動物愛護法の基本指針に従って、ある県で動物愛護推進基本計画の草案を出しました。

その中にこの県は「人に迷惑をかけない適正な飼養の指導」という項目をあげて、「所有者の不明なねこ対する恣意的な餌やり行為が、周辺住民の動物に対する愛護意識を低下させる行為である。」と決めつけました。

さらに「恣意的な餌やり」に解説を加え、「所有者の不明なねこ対する恣意的な餌やり行為とは…。所有者の不明なねこに対し、その場限りで餌をやり、適切な管理を行わず、周辺環境の糞尿による汚損やみだりな繁殖等を引き起こし、周辺住民の動物への愛護意識の低下につながる行為のこと。」と定義しました。

この定義には裏と表2通りの対策が隠されているようです。ねこは持ち主がいてもいなくても、命あるものであることに照らし合わせて、人々が考える対象であり、法令上の愛護動物であるとする立場からの表の対策は、周辺環境を守る「地域ねこ対策」といえます。

動物の命を考え何かを行う人々の思いや行いは、憲法の下で守られる筈。住民意識の低下の原因となる悪行の一つが「ねこへの餌やり」だと限定するのが裏の考え方とするのなら、人権侵害もはなはだしいと糾弾されかねません。

法令では持ち主のいない野良ねこについての管理方法ではなく、持ち主のいるねこの適正な飼い方を決め、ねこからの迷惑被害を防ぐことを人の努めとしています。

法令はその時代に規則などを必要と思う人々が適切に作り込んで、上手に使うものなのだそうです。さらに法令などはリーガルマインドつまり法の精神によってその目的等が適切に執行されるべきものと聞いたことがあります。

野良ねこへの恣意的な餌やりを「他の人の動物愛護意識を低下させる悪行」と定義することにより、この県での飼い主のいないねこ対策に対する県民との合意成立までの道のりが果てしなく遠くなりました。

恣意的な餌やりの善し悪しは別にして、また地域ねこ対策をとるかとらないかも別にしても、野良ねこへの餌やりは絶対になくならないという認識と、そのような餌やりは飼い主の権利義務につながらない事実について、県は真摯に思いを進めるチャンスです。いわゆるお役所的考えは危険です。

環境省のホームページに「基本指針」の経過が報告されています。（左）

動物愛護管理基本指針　進捗　検索

国（環境大臣）の基本指針では、恣意的な餌やりがあるという前提の上で、その結果に対する対策を求めています。
野良ねこへの餌やり禁止を「恣意的な餌やり」の対策手段と考える県があるとしたら、取り返しのつかない過ちをおかすことになります。

地域ねこ対策は恣意的な餌やりを擁護する運動でも、恣意的な餌やりが主体になる運動とも違います。
地域ねことは、ねこたちの保護や管理の枠を超えて、地域に棲息するペットも野良ねこも隔てなく、（少しごう慢とも思えますが…）その生態の循環を人々の知恵で支配してしまう、地域環境の自治管理方法といえます。（※1頁参照）

基本指針の経過報告からは、愛護動物イコール人に飼われている動物、と位置付ける解釈が多く感じられ、動物を人のために働き、人の役に立つもの、と考える勢力分野の強いことがうかがえます。

行政の進める地域ねこ対策または飼い主のいない猫対策には大きく分けて3つの方法が目立つようになりました。

（A）野良ねこに餌を与えＴＮＲを行う人は、ねこの飼い主や管理者と同等であることを意識しながら、地域住民との合意形成を保つ仕組みを作る方法。
野良ねこといえども、目をかける人がいる限りは、飼い主と同等の保護や管理責任を負う…。という考えの強い方法です。
野良ねこを外で飼う「みなし飼い主」などの判断もされてしまい、対策にあたる住民の個人負担が著しく増します。

（B）ねこの福祉や健康を深く思う人々のチームワーク作りを推進し、野良ねこ迷惑被害のみられる地区に出張してＴＮＲや譲渡を実行する方法。
ねこの健康や福祉の維持に詳しく、生態を熟知している人々もいます。ねこ一頭づつへの動物擁護の思いを、行政が野良ねこ対策に活かした民間委嘱事業に近くなり、要員や費用のねん出が課題です。

（C）野良ねこ問題を地域の環境保全問題ととらえ、該当の地域が主体となって、専門的な知識や技術を取り入れて対策を行う方法。
愛護動物とされる野良ねこの保護や管理の原則が自然に付帯される方法です。
野良ねこも餌やりもいるという条件のもとで、地域の環境保全をはかり根付かせます。該当地区の住民が主体となって行うＴＮＲの技術習得や実行に課題もあり、役所担当官の負担が増すことから、的確な協働体制づくりが求められます。

地域ねこ対策の方法などに関係する、動物愛護気運の広がらない大きな理由は、我が国には動物の憲法ともいわれる動物基本法のないことだともいわれています。
動物基本法に基づいて、地方自治体独自の条例の制定が容易になるとき、今年成立したロス市条例なども参考になります。『アメリカ･ロサンゼルス市議会は生後4ヶ月めまでにペットの犬やねこの繁殖制限手術を飼い主に義務付ける条例案を賛成多数で可決成立。収容所で処分される犬ねこの処分費用の軽減が目的。』…というものでした。

飼い主のいないねこを生み出さないことを目的にした、具体的で効果のある法令などが未だ充分に執行されていません。
野良ねこのいる地域で、住民が飼い主代わりにされるのでもなく、動物を慈しむ人たちが無理を承知の現場に、日夜駆り出されることもなく、地域ぐるみでねこの生態循環を支配することでもなく、不幸な命を少なくするために、人々の知識や努力が求められるのなら、動物を人のために働かせ、人の役に立たせるための、人々にだけ都合のよい法令の使い方はいただけません。

今すぐにねこの適切な生態管理には無縁でしょうが、今年6月に生物多様性基本法が施行されました。いつの日かの動物基本法を待ちたいものです。

生物多様性基本法　法律第五十八号　検索

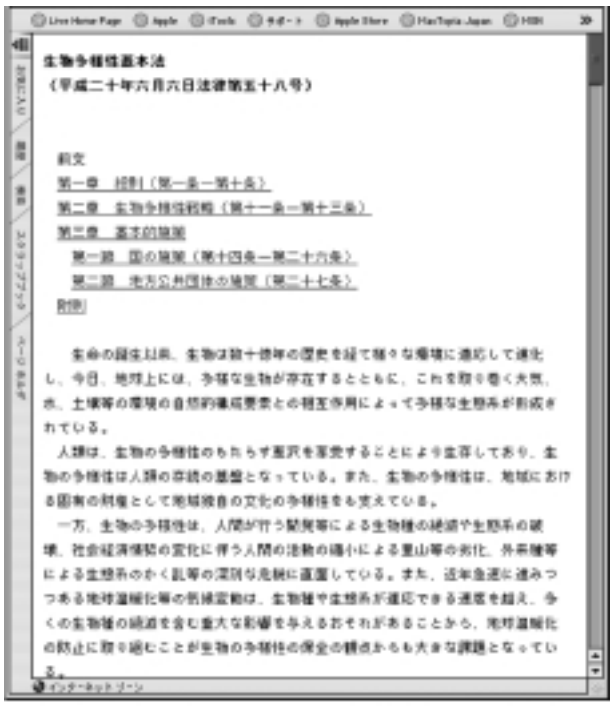

ひと味違う、新宿区の地域ねこ対策。

ねこだすけニュース号外19号より

区内の地域ねこ対策を、役所と住民とNPOとの3者協働の仕組みで数年に渡りすすめました。「地域ねこ100箇所あれば100通り」ともいわれますが、ここの対策にはひと味違う特徴がうかがえます。

●野良ねこ問題は、ねこの棲む狭い範囲の地域環境保全問題。
●環境動物の野良ねこは、人の暮らしと同じ環境に棲む。
●ペットから野良ねこを出すべからず。
●人と動物との関係づくりや、生物多様性と環境保全などを真摯に受け止める努力をする。
●野良ねこ問題は人道の問題ともつながり、人と人との関係づくりがポイント。
●法令や制度の威圧的な執行ではなく、地域住民の自治的な意識でねこ問題の解決をはかる。

・・・などを、活動の主体となる地域住民と分かり合えるように努めます。

区内の野良ねこ苦情も、他と同じに大きく2つです。ひとつは古くから続く迷惑苦情です。この区の特徴は、好き嫌いで判断されがちな、野良ねこに心をいためるねこ好きからの思いもふたつめの苦情として、ひとつめと同じく丁寧に検証します。

「ねこに余計な手出しは無用」などの根深い考えと、「ねこが棲むのでお世話も必要」の思いがかみ合いません。そこで野良ねこ迷惑側と、ねこも命ある愛護動物側との仲介役の登場です。

役所には区民にいいたくても、はっきりいってしまうと少々不味いこともある一方で、区民が役所にいいたいのに、さっぱり通じないことがあります。そのような時に、両方に公平で中立な仲介役がいると便利です。

ほとんどの町内や団地には世話役さんがいます。野良ねこの習性や生態に詳しい仲介役のボランティアと世話役さんが手を結んで、野良ねこ迷惑側とねこのお世話側の橋渡しをします。

「餌をやるからねこが棲む」などの観念と、「ねこが棲むから餌もいる」などの双方の思いをつきつめるとき、仲介役の判断は「お互いに協力し合ってねこの生態を支配しませんか？」になりました。

野良ねこがテリトリーにする狭い範囲を単位にして、その中で生態の繰り返しを支配できるとき、迷惑苦情はなくなります。その範囲にはペットのねこもいますから、ペットからこれ以上の野良ねこ発生を防ぎます。

新宿区は「人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会」を設置しました。区内で地域ねこ対策を進める方や、そのほかの方々が構成員です。地区の問題を住民の自治的な意識のもとで解決しようとしています。※2頁に関連記事

野良ねこを捕獲して手術の後に返還する活動を、地区の住民が主体となって行い易くする工夫もあります。区の不妊去勢手術費助成申請の同じ窓口から、地域ねこ対策に限って使える捕獲の用具も区民に貸し出されます。

区と交わした覚え書きに従い、ねこだすけが区に預けているトラップケージも40台になりました。貸し出しや返却の万全の台数管理や、使用状態のお目付け役は区の役割分担です。

区のもう一つの見のがせない役割分担は、地域ねこ対策の主体となる町会と、アドバイザー役のNPOなどとの絶妙のコーディネーター役です。

（※この記事は平成20年6月発行の号外と同じ内容です。この号の記事内容と重複する場合がありますのでご容赦ください。）

地域ねこ対策は、ペットの適正飼養を伝えるチャンス!!

飼い主から手放され、致死処分される犬ねこだけでも30万頭を超えます。人知れず葬られたり、ボランティア仲間で保護や譲り渡しされる合計数の統計はありません。

動物取扱業といえども適正な終生飼養の法令遵守から除外されませんから、販売不適や役に立たなくなったとしても一生涯の責任を負うことになります…。などと、くり返し叫んでみても伝えたい相手にはちっとも伝わっていないようです。

地域ねこ対策は地区の皆さまとの合意作りからはじまります。あるとき、保健所職員ほか7～8名の町内の人たちが集いました。犬数頭の飼い主さんが、仔ねこを倉庫に産みつけられるので妙案を探りに駆け付けました。

「ねこには犬のような登録制も予防注射も～～ウンヌン」と話が進むと「そうそう、犬はワクチン代だけでも数万円でしょ～～」…。

この飼い主さんは登録制のことも、狂犬病予防注射のことも知らなかったのです。なじみの動物病院に通っているのでワクチンを打つから安心していたそうで、早速鑑札登録の手続きをすることになりました。

「おいくらかしら…」の話題で気持ちがはずむからでもないでしょうが、値の張りそうな犬やねこが流行ります。

地域ねこの説明中に「なぜ野良ねこがいるの？」ということになりました。

「いや～、何年も前のことだけどおふくろがね～～」と町内の熟年男性が続けます。

「血統の良いネコに妊娠させようとして他所に預けていたけどダメでね…。」「しばらくして家に戻ったとき、玄関の隙間から一目散に駆け出しちゃってね…。近所にお気に入りのオスネコがいたらしいのよ～!!」「生まれた仔ねこたちは家から出入りしていたねぇ…。」

動物は強い種を残す本能を持ち合わせるといいます。野良ねこのルーツがこんなところにも？!…この地域ではペットの飼いねこの室内飼いや繁殖制限手術が次第に根付くものと思われます。

NPO法人 猫と花・地域環境ネットワーク設立にあたって

通称 猫花ネット 代表 星野新一

中野区役所1階のイベントに参加。

それは住民からの相談と保健所にかけた一本の電話から始まりました。
私が以前住んでいた公団でいつの間にか住み着いた野良猫に住民の方々が餌をあげ、多くの住民から可愛がられていました。
しばらくして仔猫が生まれ増えてきました。すると清掃員と住民の方から「星野さん猫が増えて困ります。保健所に相談して殺処分してもらえませんか」と相談されました。(当時私は自治会の副会長でした。)
随分と悩みましたが、保健所に電話しました。保健所の職員の方がとてもハッキリした声のトーンで「保健所はそのような猫の殺処分はしていません」
（ほっとしました。）
「ついては地域猫という対策がありますので住民を集めてください。説明にいきますから。」
（地域猫？初耳でした。）

とりあえず私は一人で保健所に行きました。そして、NPO法人ねこだすけを紹介され、トラップケージをお借りして野良猫の捕獲・不妊去勢手術・リターンを始めました。
清掃員の方や住民の方々とも協力して10頭ほど手術をしました。
猫は増えなくなり、清掃員の方も「糞・尿の掃除はやります。」と言っていただき、さらに餌やりも決まった場所・時間にやっていただき、片付けもしていただくことになりました。
私は、この活動に何か手ごたえを感じました。

しばらくして区報に新宿区共催の「にゃんにゃんセミナー」の案内が掲載されて、セミナーに参加しました。
そこでは町会や地域での「飼い主のいない猫」に対する取り組みの発表があり、私は大変感動したことを今でも覚えています。

地域の人達が「飼い主のいない猫」対策の為地域猫活動をし、さらには人と猫と地域が共生するまちづくりをしていく。
地域の問題を地域の人達が協力して解決をしていく、その活動に取組んでいる人達の真剣な姿勢に本当に感動しました。
問題解決のため地域と行政とボランティアの歯車を噛み合わせて取組んでいく協働ということも初めて知りました。

2年前、私は実家のある中野区に引っ越してきました。「ペットと共生を考える懇談会」の区民委員として会議に参加しました。
新宿区のように積極的な取り組みとはいかないまでも中野区でも「飼い主のいない猫」対策をすすめていく下地はできてきたと感じました。
そこでこの取り組みをさらに推進していく役目が必要と思いNPO法人猫と花・地域環境ネットワークを設立することになりました。
ねこだすけの工藤さんにも参加していただくことになりました。

なぜ花？

公園で猫の問題があると聞いて中野区の公園を見て廻りました。
そこで気づいた事は猫のことよりどの公園も殺風景で索漠とし、住民の愛着が感じられないということでした。
私は公園に花壇づくりをしてみたらよいのではないかと思いました。
それも地域住民の人達が参加していったら地域のコミュニティづくりになるのではと思いました。
そして、中野を花でまちづくりする趣旨の活動もやることにしました。

猫も花も生命あるもの、地域で動物や植物の生命の大切さを啓発し地域環境を向上させて、人と猫と植物と地域が共生しながら豊かな環境と精神で生活できる地域のまちづくり活動を目指します。

「ホームレス住む所に猫と温もりありき」

庄司直子

私はホームレス界の中でも有名な「猫の人」だそうである。今日も、「あ～あんたが猫の人か、ご苦労さん。」と言われた。猫の人、、、まぁいい、彼らの本名も良く知らないのだから。ホームレスなんて、私には絶対に一生縁のない、出来れば近寄りたくない人だと思っていた。

ある日近所の子猫がいなくなり、話しかけたのがきっかけだ。あらかじめ作っておいた「猫探してます」のチラシに自分の携帯番号を書いたとて、この人たちは電話ボックスでかけるお金があるのだろうか？

「ねぎちゃん」というホームレスは快く電話すると言ってくれた。よく見れば周りには猫が沢山。私が避妊手術を始める事となった。ねぎちゃんは、今では更生し、そこを去って行く時に「お世話になりました」と猫の為に１万円を寄付してくれた。私はそれを有り難く受け取り、同じ金額の餞別を渡した。泣いていた。

ねぎちゃんちの隣には、ゴリラのような顔をした「やまちゃん」という人が住んでいる。怖いが、川に子猫が流されていたのを見て、ねぎちゃんと二人で腰まで川につかりながら助けたという。昔、薬をやっていたせいか、言ってる事がまるでわからない。「兄さんよ～（私は女だ）、俺は地球の部品を作ってるから、買いたい人がいたら紹介して下さい。」と言ってみたり『石油あります』の看板を出していたり。しかし、そこには毛づやの良いキジトラが、やまちゃんを慕っている。

やまちゃんちの隣には「まっちゃん」と言う働き者がいた。缶を集めてつぶす、毎日その繰り返し。猫がくれば、カラスに餌を取られない様にして餌をやる。しかし、恐らく60代のまっちゃんは、夏の炎天下で倒れ入院した。元気になって施設に入ったが団体生活が向かず、またどこかでホームレスをしてるらしい。病院に入った人は他にも居る程、外の生活は厳しいのだ。

西さんは、生活費3万円のうち、2万円が猫の餌だ。避妊手術の際には、猫の運搬もしてくれる、とても優しい人だ。西さんの所にも猫40匹、隣のホームレスが飼っている猫は良い餌でもすぐ死んでしまうのに、ろくな物を与えていない西さんの猫は絶対死なない。「死んでくれないんだよな～。」「捨てちゃおうかな。」が口癖。実際捨てられない。

ある夏の日、昼間訪れると西さん産まれたままの姿で体を洗っていた。気付かれぬよう、息を殺し後ずさりしてその場を去った。

先日、急に大粒の雨が降って来た。まだ名前を知らないホームレスさんが、ビニール傘を貸してくれた。「使ったら捨てちゃっていいから。」と。大雨の時の傘、何と温かかったろう。知らぬ間に、私には紹介したいホームレスの友がたくさんいる。

ホームレスだからというくくりは捨てた。ホームレスにも、ひどい人もいる。それは世間でも一緒だ。

あ～、彼らとだったら「飼い主のいない猫プログラムの認定地区」が出来るのに。

住所さえ不定でなければ・・・。（笑）

すみだ地域ねこの会主宰
http://suminekokai.hp.infoseek.co.jp/

すみだ地域ねこの会 検索

『ねこだすけ』と出会ってから

ヘルパー junko

2年前の11月だったと思う。私はいろいろな事情があり、職もなくし、夕方ボケッとテレビを見ていました。読売新聞の早読み夕刊のほんの5分くらいのニュースが、私とねこだすけとの出会いの始まりです。

その時、品川の海洋大学でのらねことの共存をするためのセミナー（そんな感じ）が開かれるということを知ったのです。はっきりいって暇だったし、とことこ一人会場に行って見ました。

そこには「地域ねこ」「自治体との関わり」「街ぐるみののらねこ対策」と、私にはわけの分からない言葉がたくさん飛び交っています。

私には物心付いたときから家にはねこがいて、ねことの生活は単に当たり前で、のらねこを拾ってきては子供の時怒られ、大人になったときは飼いねこの交通事故死などの経験で家飼いを普通に当たり前にしていました。その時の生活も私1匹、ねこ3匹、ねこたちはみんな親子でも兄弟でもなくすべて拾った子たちです。

ところがです。私は平気で置きえさをやったり、⇗

ねこに対するトラブルなどみじんも知らなかったのです。そのセミナーで、こんなすごい活動をしている人たちを初めて知ったのです。目からうろこものです。自分たちの私財をなげうってまで避妊手術をしたり、毎日のえさやり、片づけ、トイレまでつくり、個人レベルから街ぐるみ、行政まで含み、そのときは大学の学長までが参加し、不幸なねこを少しでも減らそうとしている。たくさんの話しを聞いていて、私はすごく恥ずかしくなったのをとても覚えています。

そしてねこだすけを知り、セミナー終了後、すぐに会長さんほかの方たちに声をかけてしまいました。まったく知識ゼロだった私は、質問さえそのとき分からなくて、そのときはよくいえば純朴、だけどはっきりいえばただの脳なしだったのです。

※写真は筆者１歳頃、仔ねこと…。

「一度事務所に遊びに来ませんか」といってくださり、早速、というか、ずうずうしく伺いました。そして現在に至っています。会長さんの「できることからやればいい」という言葉が、とてもそのときの私には勇気づけられました。

私はいま、事務的な作業しかできません。でも、事務所へ行くたびに法律的なこととか、本当に細かいたくさんの問題を一つ一つ解決して行く姿勢など、ただで勉強させてもらっていると思っています。私には感謝、感謝の時間なんですよ、本当は！と、ちょっとカッコいいふりをしてしまいましたが、これからもねこだすけにはもっともっと、関わって行こう（いつも不真面目です。ごめんなさい）と思っています。

と、偶然的な出会いをこれからも大事にして行きたく思っています。皆さま、よろしくお願い致します。

新刊書籍

ねここね　はじめての猫ねんど

著者／高橋理佐
発行所／株式会社ラトルズ
初刷／2008年8月20日
定価／1,480円（本体）

「粘土でねこをこねてみたい。でも、どうやればいいの…？」に、こたえています。

ねこにこんばんは　高橋理佐　検索

きょうどう・協働・キョウドウというけれど　広報係りヘルパーズ

「協働」が流行ってます。辞書には「同じ目的のために、協力して働くこと。」とありました。

地域ねこ対策を受け持つ担当が決まっていない役所の「市民活動推進」などの係りと、協働事業で地域ねこ対策を進めるケースもあります。

多分、ねこや動物担当の保健所などは「？？？……」目が点状態と思うのです。

ほんの数年前は「地域ねこ」が珍しかったのでしょうか、野良ねこを守る活動内容についての取材やインタビューが目立ちました。

地域ねこも十年経つと進化するように感じます。最近は地域ねこ対策をひとくくりのパッケージにして「市民活動のスタイル」ととらえる問い合わせが増えました。

下の写真は、はるばるドイツの大学の研究室から、地域ねこの三者協働スタイルに注目した研究生のインタビュー風景です。9月14日は日曜日でしたが、役所の担当官も休日にかかわらず同席です。

ホームレスの自立支援をNPOと役所が同じ目線で協力しあう、などは分かりやすい官民二者の協働事業と思うのです。原則として直接の受益者のホームレスさんは事業に参加しません。

地域ねこの場合、人の命とは少し違うもののやはり命あるといわれる「ねこ」の権利が無条件で主張できるのか微妙です。ねこのいる地域の住民が「対策が必要」と思っても、普通は何をどうしていいのかも分かりません。

そのようなときに、ねこ対策に詳しい市民かNPOなどがいると好都合です。ねこに困る住民は2つのタイプに別れます。嫌いで困るのと、ねこに目をかけると邪魔されるので困る2つです。

ねこが受益者の動物擁護活動には、役所も積極的に関わりにくいですが、困り事が解決するときの受益者である地域住民の事業参加が他の官民二者協働事業と大きく異なります。

役所は2タイプやほかの住民と、ねこに詳しいNPOなどとの間をつなぐコーディネータ役です。

地域住民が主体になって事業を起こし、ねこに詳しいNPOも役所も同じ目的に向かうとき、他に例の少ない三者協働スタイルになります。

※6頁に関連記事。

泣きごと

NPOねこだすけ 代表理事 工藤久美子

私のねこ、花子が亡くなりました。11歳と6ヶ月でした。花子は11年前5階建てマンション屋上から道路に頭から落下し瀕死の重傷でしたが先生方の懸命の治療をいただき一命をとりとめた子でした。

引き取るどころか治療費を払う人もなく私どもの子となりました。事故の後遺症で片耳の聴力を失い、歯も3本しかなくなりましたがよく太った元気な子でした。

私はそのころから活動が忙しく毎日帰宅は深夜を過ぎほとんど自宅にはいませんでした。だからでしょうか、花子は私が自宅にいる間はずっとそばから離れず寝る時も必ず私の腕枕で眠っていました。

毎夜大いびきをかいて熟睡している花子の顔がいつ目覚めても私の目の前にあるということはまさに夢のような幸福でした。

急に食べなくなって一週間後、花子はあっけなく死んでしまいました。すぐに病院につれていきましたがそのまま入院となり24時間点滴を受けながらたった一人で死なせてしまったのです。

私は花子を病院に運び込んだだけでなにもできずよもやそれっきり生きて帰ることはないなど夢にも思わずなす術もありませんでした。

花子が死んだ日も外猫のお迎えとリリースがありましたので一旦病院にいきまだ温かかった花子に会いリリースを終えて迎えにもどりました。

その夜も同じように私の腕枕で寝かせました。どういうわけか少しも体が硬直せず床につくまで抱いて一緒にテレビを見ていたのですが（亡くなる1ヶ月くらいまえから一生懸命テレビに見入っていました）まるで生きているようでした。

翌日も体は柔らかいままでしたが火葬場で花子と最後に深い深いキスをしましたら硫黄のにおいがしました。「花子、さようなら、さようなら」と2回言ってお別れをしました。

花子が死んですでに4ヶ月がたちますが日々深まる花子への思い、こみあげる懐かしさは押さえようがありません。もはやどうにもならないことを思い出しては考え悔やみをくり返し片時も花子のことを思わないときはありません。情けない話です。

格別に動物好きなわけでもなくいきなり外猫の活動を始めたせいか私は「外の子にくらべればあなた達は家にいられるだけ幸せ。」という気持ちがどこかにありました。悲惨な生活を送る外猫はなんとしてもなくしたい、という思いだけでしたので健康診断どころか一緒に遊んでやることもほとんどなく経済的な事情もあり花子ともう1人14歳の先住猫ジョセを2人だけではなれたところに住まわせ4日に1回程度会いにいくという生活も何年か送りました。ひどい話しです。

自分の責任で死なせておいて未練がましく感情に流され続けている、こんな情けない人間がはたして地域ねこ活動だの動物愛護だのに携わる資格があるのだろうか、ほかの方々はもっともっとたくさんの猫をみとりつらい思いをなさっているのに、と考えたりしていました。

そんなある日まさに啓示のように突然二つのことを思いました。

絶対に腹をたてない。一生懸命に働く。私生活もさることながら皆さんご存知のようにこの活動はまさに「腹をたてる活動」です。怒ってばかりの11年間でしたがもうやめようと思いました。皺もふえます。働く、につきましては私はこの活動以外に2つの仕事を持っておりますがここのところ、加齢による金属疲労と花子の死によるダメージからなんとか皆さまにご迷惑をおかけせず、霧が晴れるように気持ちよく引退する方法を模索しておりました。それもやめました。

とにかく仕事も活動も全力で行うと決めたのです。いつまで続くかわかりませんが…。

これこそ花子の耳打ち以外のなにものでもありません。どうあがこうと泣き叫ぼうと花子は帰ってきませんし、いずれ私も死ぬのです。

幸運にも私は人間に生まれてきました。さまざまな保護を受け権利を主張し努力次第で人生はどのようにもできるのです。与えられた時間を真摯に受けとめ大切に使うべきではないでしょうか。

友人がこう言いました。「動物が死んでもぜったいに悲しんではいけない、なぜならそもそも動物に生まれたことが不幸だったのだから。来世は人間に生まれる様よろこんであげなさい」

動物は生きること以外なにも求めません。彼等の望みはただ一つ。生きること、それだけです。

名誉も地位も宝石も美食もなにも求めません。たった一つ、生きること。そのあまりにもささやかなたった一つの望みを断ち切ることは、彼等の全てを奪い去ることであり絶対に許されません。

そんなわけで往生際の悪い私ですので花子はあきらめませんが人生はあきらめました前向きに。もう1度、気合いを入れなおしてがんばってみようと。自分のために。そして何よりも代えがたい幸せなときを私にくれた花子のために。合掌

花子

譲り渡し情報ホームページ

にゃんこのおうち 検索

ねこの新しい飼い主さんを目指す皆さまへ飼い方、育て方情報のほか、地域ねこ資料頁などには盛り沢山の行政資料や文献の紹介などもあります。

http://tukichan.jp/

パネル借入票をご請求ください。

パネルの種類はねこだすけニュース33号でご案内させていただきました。発砲スチロールに手作りで裏貼り加工した、地域ねこの普及啓発パネルを貸し出しています。

展示会場やイベント内容の概略をご連絡いただきますと、点数などを選別いたします。1枚はB3サイズです。
恐縮ですが、送料は貸出時、返却時共ご利用者さまのご負担でお願いいたします。貸し出し費用は無料です。
地域ねこの直接的な普及啓発などの使用に限らせていただきます。募金やフリーマーケット、譲渡会などが目的の場合はパネル内容と合致しない場合がありますので、ご利用をお控えいただいております。

トラップケージ、頒布のお知らせ。

動物保護目的の地域ねこ対策に限り保持できるキャッツ・プロテクションケージ＝トラップケージ・直輸入保護、捕獲用かご

●頒布お申し込みを受け付けています。
ねこだすけはトラップケージの販売利益を得ていません。動物愛護に理解の有る任意団体のＡＰＬに協力を依頼し、ねこだすけを窓口に頒布申し込み受付やお届け先の確認作業を行い、規定の書式で申し込まれた方に限り、ＡＰＬから直接購入いただける仕組みをとっています。
ＡＰＬではねこだすけに申し込みのない直接販売を行いません。貸し出し用トラップなどをＡＰＬがねこだすけに提供しています。ねこだすけからの直接販売も行いません。

●お申込みの規定書式をご請求ください。2～3枚のご案内用紙をお届けしております。
●古い1枚だけの用紙を現在使用しておりませんので、お手数ですがその都度直接ご請求ください。
●直輸入品のため、ケージ整備調整などのメンテナンスをねこだすけが受け持っております。万が一作動不良などの起った際には、出庫時に同封している書式をご利用の上お問い合わせください。
●専用のキャリーケースもあります。

サイズは約25x25x66cm
ペダル(踏み板)式一種類のみ

キャリーケース

ホームページからプリントできます。

ねこだすけニュースバックナンバー　動物愛護法ポスターチラシ
ファクトシートの一部　行政資料の一部　ほか

http://www.nekodasuke.net ＞ファクトシート
個人向けの資料としてご活用ください。複製や印刷、大量コピーなどでご利用の際にはご連絡ください。
ファクトシートは新着情報への改訂を計画しています。

トラップケージの貸し出しについて…

地域ねこ対策や動物愛護に限って使える、
プロテクションケージ＝トラップケージ保護捕獲用かご

●貸出無料ですが、送料をご負担ください。
●貸出期間は、一回につき最長1ヶ月です。規定の貸出申し込み書式がありますので、お問い合わせください。
●期間を超える際には、一度必ず返却してください。点検整備を行います。
●よそへの「又貸し」を絶対にしないでください。その都度一度返却し、規定の貸出申込書に記入してください。使う態様により危険な猟具にもなります。
●事情により1ヶ月を超えてしまっている際には、トラップ管理番号と使用報告書を至急通知してください。

ご支援ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

地域ねこ対策や、人と動物との適切な関係づくりの広がりを願っています。
世間ではペットとのふれあいなどがもてはやされます。今、何が適切でどうすれば不適切なことがらを改められるのか？疑問の広がるアクシデントも少なくありません。
さまざまな出来事に直面するとき、目には見えにくい改善要請活動も頻繁です。どうか支えてください。

ねこだすけでは営利非営利に関わらず収益事業を行っていません。運営は皆さまのご支援とボランティアさんに頼っています。

●不幸なねこに手をのべるとき、フードは欠かせません。
●フードは地域ねこの現場や、多数頭の保護飼養先ボランティアさんなどに転送しています。
●トイレ砂や獣医薬品などの消耗品も嬉しいです。
●やむをえない移転に伴い拠点の事務所に倉庫がなくなりました。
●ご支援の品々などもタイムリーに転送しています。
●未使用の切手は宅配の郵パックに使えますし、書き損じのはがきは切手に交換しています。
●テレフォンカード、収入印紙、各種金券、商品券、図書などのカード類なども換金が容易です。
●皆さまへのお知らせや小さな会議、イベントなどの通信連絡や配送に役立つ事務用品の、例えば粘着テープ、セロテープ、コピー用紙、プリント用紙、オフィスのりなどの消耗品は少量でも有り難いです。どうぞよろしくお願いいたします。

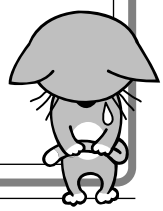

JAPAN Neko-Dasuke NETWORK 2008 平成20年10月 vol.35

いのちにやさしいまちづくり
人と動物と、すてきな関係…

ねこだすけへのお誘い

資料を郵送します。ご住所をお知らせください。

ねこだすけは小さないのちにやさしいまちづくりを目指します。1年間に100万匹ものねこが不幸に死にます。少しの手助けで不幸なねこをなくせます。

ボランティアさんがそれぞれの立場で、ねこや動物に今できることをできる範囲で行い、次の世代につながることを願っています。

いつでも、どこでも、ねこや動物に心を動かされている皆さまにご参加をいただいています。

ねこの保護や救済、通院などのご相談にお応えし、人と動物との適切な関係づくりを広げます。社会のさまざまな分野に働きかけ、協力を促します。

ねこを快く思われない方や、行政と一緒に協働し、同じ目的の地域ねこプランを進めます。

ねこや動物保護の活動は、政治や思想に中立で営利を求めません。超党派の議員、大勢のドクターから賛同をいただきます。

ねこだすけは、ねこや動物を思うボランティアのチームワークで運営され、地域ねこ&どーぶつネットワークを進めます。動物を愛おしむ様々な立場の皆さまに支えられています。

いのちにやさしいまちづくりを目指す活動に賛同していただける皆さま、ぜひ会員になって支えてください。

小さな声を大きく強く!! 地域ねこネットワーク!!

ご支援、ご賛同をいただきますと…

ねこだすけニュースをお届けし、動物の擁護や福祉の普及啓発広報事業などをお知らせします。

会員種別	年会費	摘　要
A ジュニアパートナー	1,000円	高校生以下
B パートナー 3	3,000円	個　人
C パートナー 5	5,000円	個　人
D パートナー 7	7,000円	個　人
E サポーター	10,000円以上	個　人
F スポンサー	5,000円以上	法人・団体・企業
G ご寄付		年会費を除く随時

※NPO制度の構成員(例：会社などの社員に当たる)を正会員といい、A～Fはいづれも賛助会員です。種別は会費のご負担額をお選びいただけることを目的にしており、次年度より変更できます。

●アクション会員やサポーター会員、パトロン制度などの区別はありません。特別の場合を除き活動への参加は任意で自由です。

※地域ねこプランが拡がっています。どうぞ対策費のご寄付をお願いいたします。

入会お申込・お問い合せは…

電話・Fax.　03-3350-6440
郵送・宅配　〒160-0015
東京都新宿区大京町5-15-203
NPO ねこだすけ
http://www.nekodasuke.net

郵便振替	口座番号　00130 - 9 - 362975 加入者名　ねこだすけ

振替用紙通信覧に下記点線内の必要事項をご記入ください。

お申し込み年月日：　お名前：　ご住所／郵便番号：　お電話番号：
Fax番号：　会員種別：　年会費：　　円
※寄付金：　　円
※ご寄付のある場合やご寄付のみの際にはご記入をお願いいたします。

ご入金確認日の前月までを会員年度(**※宛名シールに印字されている期日**)とさせていただきます。金融機関やATMをご利用の際には会員ご本人とお振込名の相違などで確認が困難な場合もありますので、お手数ですがFaxなどでのご連絡をお願いいたします。金融機関はみずほ銀行とさわやか信用金庫をご利用いただけます。**●会員年度の間違いや、このニュースが不適切に届けられた際にはご容赦ください。**

●ご不要になった未使用の切手・書き損じハガキは郵パックや資料送付に転用します。未使用のテレフォンカード・古い収入印紙は換金も容易です。移転で保管場所が狭くなり、ケージや物資などの宅配出庫回数が更に増えました。配送費用にご支援をお願いいたします。

電話はFax.併用です。スタッフシフトが不定期のため、ご相談日を除きお手数ですが、お名前・〒ご住所・お電話番号・なるべくFax.番号・お問い合わせ内容を手短にご記入の上ファクシミリ送信か郵送をお願いいたします。折り返しのご連絡には時間のかかる場合もありますが悪しからずご容赦ください。(※Eメールでのご相談受付シフトは整っていません。)

活動　地域ねこ対策や、ねこの保護救済以外の活動内容

- **●動物愛護の普及や啓発**
- **●動物の法令の普及啓発と実行の推進**
- **●全国の愛護動物行政に対する適切な執行のお願い**
- **●不適切な行政措置や慣行による違法措置などの改廃**
- **●緊急災害時、動物救済要綱などの制定推進**
- **●不適切に飼養される動物の改善**
- **●生物多様性に関する動物の保全**
- **●不適切な動物愛護風潮の抑止**
- **●動物擁護の普及**
- **●動物福祉の推進**
- **●動物愛護普及啓発イベントの開催**
- **●動物ネットワークの推進**
- **●学習会や相談会**
- **●ねこの譲渡・飼い方相談**
- **●チームや支部などの支援ほか**

デスクワークボランティアスタッフさんを募っています。

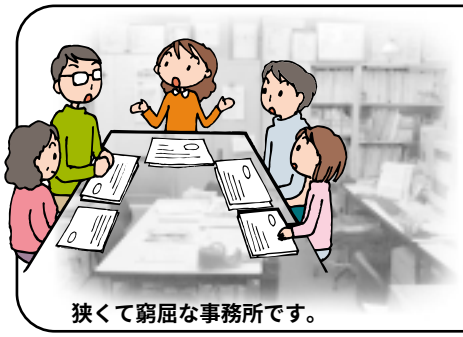

狭くて窮屈な事務所です。

ねこや動物の擁護を行い、また多くの皆さまに思いを伝えるための裏方作業も盛り沢山です。

文書の整理や書類の仕分け、通信連絡やご相談への応対など、さまざまな役割分担のデスクワークが毎日あります。

ちょっとした会話の中に、動物愛護のヒントが隠されていることも経験します。デスクワークを担いながら、地域ねこチームリーダーも一人立ちして行きます。

特別の知識や経験もいりません。「できることを、できる範囲で、無理をしないで」をモットーに、お気軽にご参加をお待ちしています。

ファックスで「デスクワーク希望」としてご連絡ください。

折り返させていただきます。